

平成十六年二月

無形文化遺産の保護に関する条約の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	条約の成立経緯	一
2	条約締結の意義	一
3	条約の締結により我が国が負つこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	二
一一	条約の内容	二
1	条約の目的	二
2	無形文化遺産の定義	二
3	他の国際文書との関係	三
4	締約国会議	三
5	無形文化遺産の保護のための政府間委員会	三
6	事務局	三
7	締約国の役割	三
8	目録	三
9	保護のための他の措置	三
10	教育、意識の向上及び能力形成	四
11	社会、集団及び個人の参加	四
12	人類の無形文化遺産の代表的な一覧表	四
13	緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表	四

14	無形文化遺産の保護のための計画、事業及び活動	四
15	協力	四
16	国際的な援助	四
17	受益国となる締約国の役割	四
18	基金の性質及び資金	五
19	基金に対する締約国の分担金及び任意拠出金	五
20	基金への追加の任意拠出金	五
21	国際的な募金運動	五
22	締約国による報告	五
23	委員会による報告	五
24	人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言との関係	五
25	最終規定	六
	三 条約の実施のための国内措置	六
	(参考)	七

## 一 概説

### 1 条約の成立経緯

(1) 国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という。）は、昭和二十一年（千九百四十六年）の設立以来、教育・科学・文化活動を通じて諸国間の協力を促進し国際平和に寄与することを目的として、その憲章上の任務の一つである文化財の保存に貢献してきた。

(2) 平成元年（千九百八十九年）の第二十五回ユネスコ総会において、音楽、舞踊、儀式、慣習等の民間伝承を消滅の危機から保護するため、締約国に立法その他の措置をとることを求める「伝統的文化及び民間伝承の保護に関する勧告」を採択した。

(3) その後、生活形態や価値観の変化に伴い無形文化遺産が急速に失われつつある現状に鑑み、無形文化遺産を保護する国際的な法的枠組みの必要性が高まり、無形文化遺産の保護は人類にとって一般的な利益であるとの認識の下、昨年（二十三年）の第三十二回ユネスコ総会でこの条約が採択された。

### 2 条約締結の意義

この条約は、無形文化遺産を保護することを目的として、そのための国際的な協力及び援助の体制の確立、締約国がとるべき必要な措置等につき規定するものである。我が国がこの条約を締結することは、無形文化遺産の保護の分野における国際協力を寄与する見地から有意義であると認められる。

### 3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務

この条約の締結により、我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) 自国の領域内に存在する無形文化遺産の保護を確保するために必要な措置をとること。
- (2) 無形文化遺産の保護のための措置のうち自国の領域内に存在する種々の無形文化遺産の認定を、社会、集団及び関連のある民間団体の参加を得て、行うこと。
- (3) 無形文化遺産の保護を目的とした認定を確保するため、各国の状況に適合した方法により、自国の領域内に存在する無形文化遺産について一又は二以上の目録を作成すること及びこれらの目録を定期的に更新すること。

(4) 無形文化遺産の保護が人類にとって一般的な利益であることを認識し、二国間で並びに小地域的、地域的及び国際的に協力する  
こと。

(5) 少なくとも二年に一回、無形文化遺産の保護のための基金に分担金を支払うこと。

(6) 同基金の利益のためユネスコの主催の下に組織される国際的な募金運動に対して可能な範囲で援助を与えること。

(7) この条約の実施のためにとられた立法措置、規制措置その他の措置に関する報告を無形文化遺産の保護のための政府間委員会に提出すること。

#### 4 早期国会承認が求められる理由

(1) これまで、演劇、音楽、風俗慣習、工芸技術等の無形文化遺産を保護する条約は存在しておらず、重要な無形文化遺産が急速に失われつつある現状に鑑みれば、この条約の早期発効は急務である。

(2) また、我が国は、各国に先駆け無形文化遺産を対象とする文化財保護法を整備したほか、平成五年（千九百九十三年）に無形文化遺産保護のための信託基金をユネスコに設置して国際的な水準での無形文化遺産の保護に継続的に貢献する等、この分野の先進国として、効果的な条約が成立するよう交渉を主導してきた。この条約の発効に関しても、我が国が早急に条約を締結し、世界に日本の取組をアピールするとともに、この条約の締結の重要性に対する各国の意識形成を促すことが望ましい。

#### 二 条約の内容

この条約は、前文、本文四十箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

##### 1 条約の目的（第一条）

この条約の目的は、無形文化遺産を保護すること、無形文化遺産を尊重すること、国際的な協力及び援助について規定すること等である。

##### 2 無形文化遺産の定義（第二条）

「無形文化遺産」とは、慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であつて、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるものをいう。

3 他の国際文書との関係（第二条）

この条約のいかなる規定も、次のように解してはならない。

(1) 無形文化遺産が直接関連する世界遺産を構成する物件に関し、千九百七十二年の世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の下での地位を変更し又は保護の水準を低下させる。

(2) 締約国が、知的財産権又は生物学的及び生態学的な資源の利用に関する国際文書の当事国であることにより生ずる権利及び義務に影響を及ぼす。

4 締約国会議（第四条）

この条約により、締約国会議を設置し、通常会期として二年ごとに会合する。

5 無形文化遺産の保護のための政府間委員会（第五条から第九条）

無形文化遺産の保護のための政府間委員会（以下「委員会」という。）の設置、構成国、任務、活動方法及び助言団体の認定について規定している。

6 事務局（第十条）

委員会は、ユネスコ事務局の補佐を受ける。

7 締約国の役割（第十一条）

締約国は、自国の領域内に存在する無形文化遺産の保護を確保するために必要な措置をとること並びに社会、集団及び関連のある民間団体の参加を得て種々の無形文化遺産を認定することを規定している。

8 目録（第十二条）

締約国は、保護を目的とした認定を確保するため、各国の状況に適合した方法により、自国の領域内に存在する無形文化遺産について一又は二以上の目録を作成する。

9 保護のための他の措置（第十三条）

締約国は、自国の領域内に存在する無形文化遺産の保護、発展及び振興のため、無形文化遺産の管理に係る訓練機関、記録機関の

設置等を行うよう努める。

10 教育、意識の向上及び能力形成（第十四条）

締約国は、すべての適当な手段により、無形文化遺産に関する教育及び訓練、無形文化遺産の保護のための能力を形成する活動等を行うよう努める。

11 社会、集団及び個人の参加（第十五条）

締約国は、無形文化遺産の保護に関する活動の枠組みの中で、無形文化遺産を創出し、維持し及び伝承する社会、集団及び適当な場合には個人のできる限り広範な参加を確保するよう努め並びにこれらのものをその管理に積極的に参加させるよう努める。

12 人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（第十六条）

委員会は、関係する締約国の提案に基づき、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表を作成し、常時最新のものとし及び公表する。

13 緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表（第十七条）

委員会は、関係する締約国の提案に基づき、緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表を作成し、常時最新のものとし及び公表する。

14 無形文化遺産の保護のための計画、事業及び活動（第十八条）

委員会は、締約国の提案に基づき、無形文化遺産を保護するための国家的、小地域的及び地域的な計画、事業及び活動を定期的に選定し並びに促進する。

15 協力（第十九条）

この条約の適用上、国際的な協力には、特に、情報及び経験の交換、共同の自発的活動並びに締約国による無形文化遺産を保護するための努力を支援するための制度を設けることを含む。

16 国際的な援助（第二十条から第二十三条）

国際的な援助の目的、形態、条件及び要請について規定している。

17 受益国となる締約国の役割（第二十四条）

受益国となる締約国は、自己の資金の限度内で国際的な援助が供与される保護のための措置の経費を負担し、無形文化遺産の保護のために供与される援助の使途に関する報告を委員会に提出する。

18 基金の性質及び資金（第二十五条）

「無形文化遺産の保護のための基金」（以下「基金」という。）をユネスコの財政規則に基づく信託基金として設立する。基金の資金は、締約国の分担金及び任意拠出金、締約国以外の国、機関及び個人からの拠出金等から成る。委員会は、その使途を、締約国会議が定める指針に基づいて決定する。

19 基金に対する締約国の分担金及び任意拠出金（第二十六条）

締約国は、締約国会議において決定される分担金（ユネスコに対する当該締約国の分担金の額のパーセントを超えないもの）又はこれに出来る限り近い額の任意拠出金を、少なくとも二年に一回、基金へ支払う。支払が延滞している締約国は、委員会の構成国に選出される資格を有しない。

20 基金への追加の任意拠出金（第二十七条）

第二十六条に定めるもののほか、任意拠出金の提供を希望する締約国は、できる限り速やかに委員会に通知する。

21 国際的な募金運動（第二十八条）

締約国は、基金の利益のためユネスコの主催の下に組織される国際的な募金運動に対して可能な範囲内で援助を与えるものとする。

22 締約国による報告（第二十九条）

締約国は、この条約の実施のためにとられた立法措置、規制措置その他の措置に関する報告を委員会に提出する。

23 委員会による報告（第三十条）

委員会は、その活動及び第二十九条に規定する締約国による報告に基づいて、締約国会議に対し、その会期ごとに報告を提出する。

24 人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言との関係（第二十一条）



委員会は、この条約の効力発生前に人類の口承及び無形遺産の傑作として宣言されたものを、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載する。

25 最終規定（第三十二条から第四十条）

この条約の批准、受諾、承認、加入、効力発生、廃棄、改正等について規定している。

三 条約の実施のための国内措置

- (1) この条約の実施のためには、新たな立法措置は必要としない。
- (2) この条約の第二十六条に従い、分担金又は任意拠出金を、少なくとも二年に一回、委員会へ支払う。

(参 考)

- 1 採択 平成十五年十月十七日 パリにおいて採択
- 2 効力発生 平成十六年二月十一日現在 未発効
- 3 締約国 平成十六年二月十一日現在 一箇国  
アルジェリア